

[事案 27-201] 入院・手術給付金支払請求

・平成 28 年 7 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

胃 GIST について、約款に定めるがんに該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金および手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に契約したがん保険について、以下の理由により、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 内科的所見および術後の病理組織学的所見のいずれにおいても悪性であり、医師から速やかな切除を勧められ、手術を行った。
- (2) 専門家の団体の見解では、悪性新生物に分類されている。
- (3) 医師の診断書からすると、ICD-10 分類における胃の悪性新生物に該当する。
- (4) 希少がんであり、抗がん剤の投与が生涯必要になる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ICD-10 では、いずれのコードに分類されるかについては、明記されていない。
- (2) 保険会社においては、「the International Histological Classification of Tumours」(いわゆる「ブルーブック」) に定める基準を用いて、良性または悪性の判断を行っており、この基準によると、申立人の GIST は良性であり、給付金の支払対象に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、保険会社に対し、保有する医療記録の提出を求め、審理の資料とした。
- (2) 申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の各主張は、臨床的に悪性と診断する基準等に係るものであって、直ちに本件契約の約款の解釈の根拠とすべきものであるとまでは言えず、ICD-10 分類においても GIST が胃の悪性新生物に分類されるという明確な記載はなく、申立人の入院・手術の原因となった胃 GIST が約款に定める給付金の支払対象に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。